

第3回 大学知財ガバナンスに関する検討会 議事概要

日時：2022.12.20（火） 10:00-12:00

場所：WebEx 開催

参加者：【委員：五十音順】 飯田委員（東京医科歯科大）、石原委員（関東化学株式会社）、出雲委員（株式会社ユーグレナ）、岩村委員（経団連）、上山委員（CSTI）、江戸川委員（EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事務所）、大田委員（東洋紡株式会社）、大西委員（九州大学）、水方委員代理（株式会社ダイセル）、木場委員（ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社）、口石委員（株式会社 EXORPHIA）、田中委員（コベルコ建機株式会社）、西村委員（三重大学）、橋本座長（JST）、本蔵委員（i-nest capital 株式会社）、増島委員（森・濱田松本法律事務所）、矢口委員（第一三共株式会社）、山本（貴）委員（株式会社東京大学 TLO）、山本（飛）委員（中村合同特許法律事務所）以上 19 名

- ・ 日本の大学は公金で運用されているということを考えると、一度大学に知財を全部寄せてしまうという話をするのが、議論の上ではわかりやすいだろう。大学と企業が議論する上では、どう経済合理性の話をしていくかが重要であるが、大学側も企業側も経済合理性やインベンタiershipの考え方を正しく理解していないケースが非常に多い。事例を公開したり、双方にフェアなケースを周知したりすることでリテラシーを上げることが重要だ
- ・ 欧米では基本的に大学が知財を100%持ち、基本的に非独占でライセンスを行っているという事務局説明に、日本の大学との格差を感じた。欧米の大学はエコシステムの主として信頼が厚く、プロフェッショナルな人材が置かれている。その部分の違いから、現在の状況になっているのだろう。一方で、欧米で採用されている非独占ライセンスは、技術領域や産業領域により適否が異なるのではないか。例えば、医療分野ではどうしても独占のニーズがあるため、そこは欧米の状況等をもう少し深掘りする必要がある。日本の大学のリテラシーを上げることも必要だが、企業は日本の大学と海外の大学とをかなり使い分けていると感じるので、その意識合わせもしっかりしていく必要がある
- ・ 提案された進め方はかなり納得感がある。ただ、不実施の認定や実施しないときの交渉を、大学の知財機能だけの問題にすると解決は難しい。これは当事者全員の問題である。以前、共有特許が不実施の場合に第三者ライセンスを試みたことがあっ

たが、共同研究先が研究者を説得して、大学に反対するように持ち掛けてきたので、結局うまくいかなかった。当事者全員のリテラシーを上げるガイドラインを作っていないと難しいのだろうと理解している

- ・ 今回の議論は納得である。これが理想の社会の在り方であり、そういうレベルに上げることを大前提にガイドラインを作るべき。組織力の弱い地方大学が、知財の社会実装機会最大化は研究大学の使命であるとの認識のもとに、ガバナンスの面から本気で作ることを組織の中で会計も含めやるのかどうか。できないのであれば研究大学を辞めるのか。国の制度で共通の管理をする、またはサポートする仕組みを作らないと恐らく地方の大学はついて来られないと思う。本当に知財が生まれてくる大学があるので、それうまく活かす仕組みを国として考えていくことが重要
- ・ 極めて合理的な議論が行われていると思う。ガイドラインにおいては、本気で研究を活かすというスタンスで、どのように基礎的な研究を事業化するのかということ判断基準として、様々な言語化できる部分を明文化していくべきだ。研究者の立場、大学の立場、企業の立場を考えていくべきである。アメリカの大学では、共同研究をして共願を要求するのは日本の企業だけと言われており、日本の企業を嫌う傾向があるようだ。相対的には、オープンイノベーションという観点で日本の産業界が損しているということ認識すべきである
- ・ 本日示された方針に賛同する。「正当な理由」は、特許法に基づいて法律で実施が制限されている場合は正当な理由にあたるだろう。他には、実施の準備にあたるとして、即時実施の意図を有しており、その意図が客観的に認識される態様・程度において表明できる証拠が提出された場合は、正当な理由になると思う
- ・ 全体の論調として、違和感はない。優先交渉期間が3~5年というのは、製造業としては非常に短い。パイロットプラントやベンチプラントを作る準備をしているとあっという間に3年経ってしまう。定義、マイルストーン、事業計画、モニタリングなどをどう公平性を持って共有していくか、製造業としてはそこが気になる
- ・ インベンダーシップの考え方については現在の契約ですすでに対応しており、賛成である。共有特許の実施に関しては、事業分野によって変わってくると思う。例えば製薬業界では、製品そのものをカバーする特許に関しては、独占的な実施をしてその投資をしっかりと回収して次の研究開発に投資していくことが事業の継続性の観点からどうしても必要になってくる。事業分野については考慮いただきたい。優先交渉期間は画一的に3~5年とするのではなく、業界の実態にあった形で考慮いただきたい。現在は、最初に2~3年に設定し、その後延ばすケースが多い。柔軟な対応をお願いしたい。分野によって利益を追求しない形での開発もある。事業性が見出せないが、社会貢献上開発するものもあり、そのような場合の実施料の設定は柔軟な対応をお願いしたい

- 大学発スタートアップを創出するためにも、産学連携の推進という視点が非常に重要。共同研究の目的や形態は多様であり、それぞれのケースに応じて特許の帰属やライセンスの条件が契約で定めているものと認識。事務局の主張は選択肢の一つとして、契約の際の参考になるが、選択肢をガイドラインのみに限ると混乱が生じるのではないかと懸念。この点、大学側から見てどうか、また、ガイドラインの遵守を国際卓越研究大学等の指定要件とすることについて、共同事務局である文部科学省の見解を伺いたい。産学連携活動の円滑な推進に向けて政府部内で緊密に連携するようお願いしたい
- 方針に概ね同意である。帰属において問題となるのは、原始帰属ではなく、契約で取り決める方の帰属の問題。これは企業間でも貢献度で定めることがほとんどである。産学連携では、学術成果創出についても、企業側は、研究、試験、評価などに大きなコストを割いている。それを考慮した上で共同なら共同、単独なら単独と判断すればよい。やり方としては、時系列と、並列と、使う側に寄せるという3つのパターンがあると思う。時系列というのは猶予期間やROFRの視点による分け方。並列というのは、入り口から分野によって分けてしまう。企業側は選択した分野で自由に使い、大学側はそれ以外の分野で自由に使う。もう一つ、使う側に寄せるというのは、以前経産省が「さくらツール」を出しているが、明確に企業しか使わないなら企業に寄せ、企業側で使わないなら大学に寄せるという考え方もあると整理している
- 死蔵の問題については、企業の立場から言うと、ある程度意味があると思うから防衛特許を持っている。知財コストは最近厳しく言われており、要らないものは放棄することが前提であるから、共有特許等を企業が要らないと思えば、企業は手放す。それを大学が要らと思えば自分のコストで維持すれば良いというだけのことだ。企業の説明責任については厳しい印象である。なぜ企業の経営戦略に近いような話を大学に話さないといけないのか疑問を感じる。秘密管理規程上そこまで話せないとか、話すのであればトップの判断が必要になることもある。そもそもそこまで大学を信用してよいのかという問題もある。そういった意味で、実施意思については事業が維持されていると思われればそれで良いぐらいの判断にしてもらいたい
- 特許出願は、今どき国内だけ出しても仕方がなく、外国出願する前提で考えないといけない。その費用を持たない大学があるという実態をどうしていくのかというのが大きな問題だろう。地方大学は地方企業にとってとても重要。今回のガイドラインが、地方大学が何かしら硬直的なコメントをして、判断を誤ってしまうことに結びつかないよう、地方には地方のwin-winがあることを理解し、ガイドラインには多様さをしっかり示していただきたい

- 社会実装機会最大化の方法は、ライセンス以外にも多様なものがある。知的財産の活用が重要であることには異論はないが、ライセンスは一つの手段であって目的ではない。目的は特許法の法目的たる日本の産業の発達であるので、そこを理解した上で考えていくべき。紹介された一部の不具合事例は、双方のコミュニケーションやり方に真因があるのではないか。そこを改善しなくて表面的な手段を変えていくことだけでは根本的な解決にならない。特許法の原則を変更する必要はない。公平（フェアな関係）、それとともに対等やバランス（貢献、条件）を考慮するべき。例えば共有特許であれば、特許の取得費用を企業側が負担する代わりに、一定期間企業へ独占権を付与し、その後は非独占にして大学がライセンスできるようにすれば、公平（フェアな関係）も保たれるのではないか。内閣府資料の12ページの下に「単独保有／共有、実施権限の独占的／非独占的に関わらず原則同様とすべき」と書かれているが、これは原則と例外が逆ではないか。原則は特許法や契約に従うことが原則であって、問題のケースであるところを例外にして特別ケースを設定すべき
- 日本の大学発スタートアップは50社のうち1社上場しており、これはかなり高い確率。明らかに大学の知財を活用しているからである。東大と京大がうまくいっているのは、大学の知財を活用したスタートアップの創出やIPOという成功事例を見て、後輩たちがスタートアップにチャレンジする好循環が生まれているから。一方、東大と京大を除いては、スタートアップ等で活用される特許は少なく、8割以上が死蔵されている。この場で議論すべきは、大学の知財の活用率を東大のように高めること。もう一つは、大学の知財関連予算を大胆に拡充していくこと。この二つを着実に実行することによって、大学発スタートアップを5年で10倍にするということを成し遂げるべきである
- 本日の議論の方向性に概ね賛成である。欧米のライセンス契約における勤勉性の規定は、ガバナンスの要素であるアカウントビリティを高めるための前提とも言え、ぜひこういう規定をしっかりと契約の中に織り込んでいただきたい。大学発ベンチャーの上場審査においては、ベンチャー側の単独所有または専用実施権の付与が求められている。スタートアップへのライセンスではエクイティを活用するなどして柔軟に対応していただきたい。特許侵害に対する大学の対応が不十分であるリスクがあると指摘されている。契約交渉の柔軟性、リテラシー、知財取得の財源確保のような論点もあるが、大学に知財を寄せる方向性に向かうのであれば、大学が信頼をしっかりと得るというのも必要になる
- 共同研究の成果である知財の帰属は、基本的に大学側に寄せるというのが考え方としてあるべき姿なのではないか。それにより共同研究意欲がそがれるという懸念はあるが、一つには大学側が本来提供すべき大学としての価値を提供できていない

ところに問題がある。一方、企業側はそれによって共同研究をしないとする企業があっても良いと思うし、淘汰はあるがそれが健全な形だと思う。インベンターシップにも賛成である。米国ではスタートアップでさえ、共同研究先候補とディスカッションする前にアイデアベースでも先に出願しておくなど、しっかり切り分けておく概念が浸透している。スタートアップ、企業側にリテラシーを根付かせていくことが前提である。スタートアップ側の立場に立つと、非独占という形ではその知財は利用できない状況になってしまう。国の施策としてスタートアップの育成を重点的にやっていくのであれば、非独占はあくまで最終的な手段であって、独占的に許諾していくのを基本にするのが重要である。ROFRは契約の中でよく使われる概念であるが、スタートアップの立場に立った場合、手続きが煩雑になったり、資金面で非常に負担になったりする。スタートアップを育てるためには、大企業に対してメリットを与えるようなオプションは優先順位を少し落として、できる限りシンプルに、すなわち知財は大学側に帰属する、もしくは優先期間が過ぎれば基本的に返却をする形で議論していくことが好ましい

- ・ 全体の枠組みとしては共感する。スタートアップへのライセンスは、上場審査等の関係もあるため、独占が守れる余地を残してほしい。日本の大学が特許権者で原告となった特許訴訟はおそらく1件もないはずで、国際的なライセンス交渉の中で足元を見られやすいという実情がある。知財を大学側に寄せる形で進めるのであれば、（日本に関しては）専用実施権の全部又は部分的な設定をするか、あるいは大学自身が権利行使できるようにするか、いずれにせよ権利の価値が実質的な意味で守られるような配慮が必要である。「正当な理由」の中身とプロセスは、産業界の懸念を踏まえて設計をすることが必要。製薬業界はプロセスについての明確な共通認識があることもあって、正当な理由があることを立証しやすく、大学側も把握しやすいと思うが、業界によってはかなり難しいところもある。どんな中身を要求するのか、ある程度はガイドしないと全国の大学の案件でワークさせていくのは難しいだろう
- ・ 基本的に本日の議論はすべてアグリーである。ガイドラインを出すときは、経済合理性に基づく一般原則と大学の公共性の立場から、原則だけを書いていくべき。そして、現場ではそれがなかなか実施できない状況を改善してから文科省の手に渡っていくべきである。文科省は多くの大学でうまくいくような行政的な役割を果たしていくべき。例えば個別のケーススタディに基づいたQ&Aのようなものを文科省側が提示し、各大学の指導を行っていくという方向が一番ワークするであろうし、それに伴い大学ファンドや総合振興パッケージのようなファンディングを絡めていくことが、実質的に動かしていく方向だろう

- ・ 本日の議論にアグリーである。日本の大学がエコシステムの運用の主として、信頼感をもって研究成果の社会実装を目指していくべきであるが、実行可能性が気になる。いかに予算や体制の問題を議論したとしても、一足飛びには解決できないだろう。東大を中心とした成功事例をいかに全国の大学が実施できるように広げていくか。現実味のある計画が提示できるかどうか、最終的に目指す姿が日本でもできそうかどうかをいかに実感して、納得できるようにするかが重要である
- ・ 多様性の部分と大学のケイパビリティの差は正面から受け止めないといけない。紛争については、専門家に解決してもらい、もしくは調停条項を持つておくようにしたほうがよい

以上